



東京学芸大学国語教育学会  
令和6年度第3回例会（2024/9/7）

## 昭和43年度版学習指導要領における 「言語感覚」の位置付けについて

笹平真之介（ささひらしんのすけ）



### 学習指導要領の「言語感覚」（H29）

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、**言語感覚を養い**、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

言語感覚とは、**言語**で理解したり表現したりする際の**正誤・適否・美醜**などについての**感覚**のことである。話したり聞いたり書いたり読んだりする具体的な言語活動の中で、相手、目的や意図、場面や状況などに応じ、どのような言葉を選んで表現するのが適切であるかを**直観的に**判断したり、話や文章を理解する場合に、そこで使われている言葉が醸し出す味わいを**感覚的に**捉えたりすることができることである。

言語に対する知的な認識を深めるだけでなく、言語感覚を養うことは、一人一人の児童の言語活動を充実させ、自分なりのものの見方や考え方を形成することに役立つ。こうした言語感覚の育成には、多様な場面や状況における学習の積み重ねや、継続的な読書などが必要であり、そのためには、国語科の学習を他教科等の学習や学校の教育活動全体と関連させていくカリキュラム・マネジメント上の工夫も大切である。さらに、児童を取り巻く言語環境を整備することも、言語感覚の育成に極めて重要である。（指導要領解説）



### 学習指導要領の「言語感覚」（S43）

生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。◀中核  
このため、

1. 国語で思考し創造する能力と態度を養う。◀国語の本質
2. 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。◀国語の個人的機能
3. 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。◀国語の社会的機能
4. 国語に対する関心を深め、**言語感覚を養い**、国語を愛護する態度を育てる。◀態度

われわれが日常使用している国語に対し深い関心を持ち、また、**ことばに対する鋭敏な感覚を養いながら**、国語を大事にして、国語そのものをいっそうよいものにしていこうとする態度を育てることは、きわめてたいせつなことである。

国語の能力はその**根底において**、**このような態度によって絶えずささえられていなければならない**。  
具体的目標の4は、このことを示したものである。（指導書）



### 昭和43年度版の言語感覚の研究がなぜ必要か？

- ◆「言語感覚」は、指導要領の定義とは別に、内実-本質の解明と用語の整理、さらに歴史研究の進展が待たれている（浅田2022）。
- ◆内実については、個々の思想家に注目した（私的な場における）思想史研究が古くから進められてきた（代表的なものに竹長1983；1984）。
- ◆学習指導要領における「言語感覚」の位置付けは、能力論の面から樹井（2006）が概観しており、また米田（2018）が「語感」との関係性を整理するなかで触れているが、詳細な検討を行った研究は見当たらない。
- ◆同じ用語でも、公的な場と私的な場とは、意味が関連する場合もあれば、しない場合もある。定義が未確定なら尚更、文字面が同じ「言語感覚」だからといって無批判に同一性を前提するべきではない。また意味が同じあるいは近似しているからといって、複数の用語を無批判に統一できるものでもない。
- ➡各代の指導要領ごとに位置付けの詳細を研究する必要がある（そのうえで意味を考える必要がある）。
- ➡とくに昭和43年度版は教科目標に「言語感覚」が位置づいた最初なのに、上記の課題に答えられる研究がない。

### 3 昭和43年度版の言語感覚の研究がなぜ必要か？

そこで、

- ◆本発表は、学習指導要領の目標の文言「言語感覚」について、その最初である昭和43年版学習指導要領における位置付けを明らかにする。
  - ◆現在主流の「言語感覚の内実（内容）を確定できる」とする考え方とは異なり、昭和43年度版の考え方では、言語感覚とは内容ではなく（言語の教育を可能にする）条件であったことを述べる。
  - ➡昭和43年度版の考え方として、その改訂に主導的に関わった藤原宏が著した解説類に着目する。
  - ◆藤原宏が書かなかったこと／書いたことをみていく。
- ◆本発表では、「公的な場」における言説として、学習指導要領と指導書（この2つの本文は無記名だが、研究によって執筆者がほぼ指定されている部分もある）ならびに、学習指導要領の解説書や辞書として出版された書籍のうち、文部省の役職名を肩書きにして執筆されたものを対象とする。

### 4 藤原宏と43年度版指導要領



須田 (1995) 表紙より

- ◆ふじわら・ひろし (1921-2008)
- ◆東京大学文学部支那哲学科卒、同大学院修了
- ◆高校教員となり、のち1965/s40年、文部省教科調査官
- ◆1975/s50年、兵庫教育大教授
- ◆43年度版学習指導要領改訂の「オピニオンリーダー」（須田 1995:154）
- ◆43年度版指導書（1973/s48発行）には「初等中等教育局教科調査官」
- ◆52年度版指導書（1979/s54発行6版）には「初等中等教育局視学官」
- ◆43年、52年度版は「昭和三十三年までのリーダーとは言語観の異なる藤原宏の出現によって大きく変革され」（須田ibid:153）たとえられる。

### 5 学習指導要領の「言語感覚」（S43）

生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。  
このため、

1. 国語で思考し創造する能力と態度を養う。
2. 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。
3. 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。
4. 国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を愛護する態度を育てる。

われわれが日常使用している国語に対し深い関心をもち、また、ことばに対する鋭敏な感覚を養いながら、国語を大事にして、国語そのものをいっそうよいものにしていこうとする態度を育てることは、きわめてたいせつなことである。

国語の能力はその根底において、このような態度によって絶えずささえられていなければならない。

具体的目標の4は、このことを示したものである。

### 6 昭和43年度版からわかること

- ◆「言語感覚の内容」は43年度版には存在しない（書かれていない）
- ◆書かれていないのは、意図のない不作為なのか、意図した作為なのか？
- ◆藤原宏が「書かなかったこと」がある。
- ➡藤原宏の意図した作為によるものだと考えられる。

## 7 意図的に書かなかったこと

- ◆43年度版以前に、増田三良（1962/s37）が『国語指導法辞典』に「（引用者注：単語に対する「語感」よりも広く）語句や文章に対する感覚」と文法的な正誤について触れている。しかし43年度版および指導書では、その内容には触れられなかった（これが1度目）。
- ◆その後43年度版の用語辞典の解説として書かれた林大（1971/s46）では「事実との対応性または事実への妥当性（当否）、言語的標準への一致（正邪）、美的感覚の満足（美醜）など」が示された。さらに52年度版指導書（1978/s53）には「適否、正誤、美醜など」が示されている。52年度版指導書には藤原も初等中等教育局視学官として小学校指導書に編集に関わった。なお林大の名前は43年度版指導書にみられるが、52年度版（小）にはない。
- ◆しかし52年度版改訂に際して明治図書から刊行された解説書、飛田・清水・藤原（1977）『改訂小学校学習指導要領の展開国語科編』（4）「言語感覚を養う」ことについてで、藤原は「適否、正誤、美醜など」の内容に一切触れていない（これが2度目）
- ✓52年度版指導書の（主たる）執筆が（上記の経緯から藤原ではないと推測されるが、ないとすれば）誰の手によるのかは、別途検討する。
- ➡（1度目は無記名だが）藤原は2度、内実の解説を避けている。藤原にとって「言語感覚」の内実は、解説するものではなかったと考えられる。書かなかったのは意図した作為と考えられる。

## 8 増田三良（1962/s37）言語感覚

(1)言語に対する感覚をいう。(2)単語に対する感覚は「語感」といわれるが、それよりも広く、語句や文章に対する感覚である。(3)いわゆる文法教育の根本問題として、この言語感覚をねることがたいせつである。ことばに関する体系（文法）の指導も、初めから文法体系を暗誦させる形式的指導をとっても効果がなく、基礎的指導として、言語感覚をねることから始めなければならない。誤った語句、誤った文、誤った文章に対して、変だと思い、不安定な感じをもち、正しくないと感ずるのは、社会寛容の言語感覚をもっているからである。正しい言語感覚をねることは、話したり書いたりする表現活動の場合にも、聞いたり読んだりする理解活動の場合にも、各活動の基盤としてたいせつな前提となる。

興水実編『国語指導法事典』明治図書、38

## 9 林大（1971/s46）言語感覚

言語に対するセンス。一々の言語活動の具体的な場面に当たって、どのような表現活動をするのが最も適切であるかを判断し、また理解活動について、与えられた表現を最も適切に評価する能力である。言語の選択と評価の基準には、事実との対応性または事実への妥当性（当否）、言語的基準への一致（正邪）、美的感覚の満足（美醜）などがあって、それぞれにきまごまかな判定のできることで、言語感覚を豊かにすることになる。

（中略；引用者）

言語感覚を重視することは、今回（43年度版；引用者注）の指導要領改訂について小・中・高を通じての特色となっている。言語感覚は特に取り立ててそれを目的とした指導や学習があるというよりは、平生の言語活動において折にふれて気づいたり反省したりする繰り返しによって養われる。すぐれた作品に触れた時ばかりでなく、日常生活における言語的関心や言語を愛する態度がたいせつである。（後略；引用者）

徳山正人・奥田真丈編『学習指導要領用語辞典』帝国地方行政学会

## 10 学習指導要領の「言語感覚」（S52）

国語を正確に理解し表現する能力を養うとともに、国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を尊重する態度を育てる。

言語感覚とは、いわゆる語感より広い意味で、言語に対する鋭い感覚のことである。言語活動の具体的な場面において、例えば、目的・意図に従って表現する場合には、どのような言葉を選んで表現するのが適切であるかを直観的に判断したり、また、話や文章を理解する場合には、そこで使われている言葉が醸し出す味わいを、感覚的にとらえたり、適切に評価したりすることなどができることである。小学校の段階においては、平生の表現・理解の活動において、その適否、正誤、美醜などについて折に触れ気付かせたり反省させたりすることを繰り返し指導する必要がある。また、優れた作品を視写させたり暗誦させたりすることも、必要に応じて取り上げて指導するとともに、日常生活における言語に関心を持たせたり、国語を尊重する態度を育てたりすることも大切である。（指導書）

## 11 藤原（1977/s52）※52年度版解説書

言語感覚とは、言語に対する感覚、言葉一般に対する感覚のことである。語感をはじめ、言葉の使われ方に対する感覚であって、狭く国語だけに対する感覚と限定しなくともよいであろう。

小学校における能力段階の程度として、すべての言語活動において、言語特に国語に対する感覚を鋭くさせるように指導することは、国語の向上を担う国民の一人一人を育成する上で極めて大切である。

言語感覚は、国民（国語の誤りか；引用者注）に対する関心や自覚とも関連が深い。国語に対する自覚や関心の深さと言語感覚の鋭敏さとは、ともに国語の改善向上のため不可欠の条件である。

飛田多喜雄・清水茂夫・藤原宏編集『改訂主学校学習指導要領の展開』明治図書、64

## 12 藤原宏が「言語感覚」について書いたこと

- ◆43年度版から52年度版にいたるまで通していること
  - ◆「感覚」にこだわった
  - ◆「国語を含むことば一般」の「すべての言語活動」にこだわった

## 13 「感覚」であることにこだわった

- ◆43年度版指導書、52年度版解説書を通して、「感覚」を別の概念に還元しなかった。
- ◆榎井（2006）は、時枝誠記の（言語における）「規範的意識」が昭和35年度版高校の「ことばに対する感覚」へ影響したとみているが、なぜ「意識」ではなく「感覚」になったのかは説明されていない。
- ◆33年度版まで影響力をもった輿水実は、昭和43年度版の解説書である輿水編（1968）『改訂小学校学習指導要領の展開国語科編』（明治図書）において、これまで自らの用いてきた「語感」「言語意識」「言語良心」「母国語感情」などとの違いを、翻訳語であることを前提にして推測している。しかし輿水は「ここでいう「言語感覚」というのは、言語意識に近いが、それよりも一般と語感に近いものようである。そしてそれは、(3)(4)（引用者注：(3)は言語良心、(4)は母国語感情）へのふくみを持つべきものであろう」と解説の歯切れが悪く、感覚が採用されたことに納得していないようす。
- ➡藤原は他の語ではなくあえて「感覚」を選び、「感覚」であることに意味を持たせていたと考えられる。
- ✓なぜ「感覚」だったのかは別途検討する。

## 14 「国語を含むことば一般」の「すべての言語活動」であることにこだわった

- ◆「広くすべての言語活動に関するもの」（藤原1970;84）とした。35年度版（高）など43年度版以前は（今の）領域や言語事項の内容だったが、教科目標にした意味が読み取れる。
- ◆「目標4に示す態度や能力は、目標の2と3の達成に際しては、常に関連を考えながら指導しなければならない」（藤原1970;84）
- ◆「言語感覚とは、言語に対する感覚、ことば一般に対する感覚のことであって、国語に対する感覚が主要な大部分を占めることはもちろんであるが、それだけに限定されるものではない。国語を含むことば一般に対する感覚のことである」（藤原1970;84）
- ◆国語の改善向上のための条件（のひとつ）とした（藤原1977;64）。43年度版指導書では「国語の能力はその根底において、このような態度によって絶えずささえられていなければならない」（9）とされている。
- ◆52年度版の「平生の表現・理解の活動」では、平生＝日常に限定してしまう。
- ➡国語も含むことば一般のすべての言語活動において常に働いているものだから、対象を細分化しなかったと考えられる。

## 15 藤原宏（1970）『これからの国語科教育』明治図書，83-84

「言語感覚を養う」は、小学校の国語科の目標としては、おそらく初めて取りあげられたものであろう。言語感覚とは、言語に対する感覚、ことば一般に対する感覚のことであって、国語に対する感覚が主要な大部分を占めることはもちろんであるが、それだけに限定されるものではない。国語を含むことば一般に対する感覚のことである。

「ことばに対する感覚」ということでは、昭和35年度版の高等学校学習指導要領には、読むことの指導事項として「すぐれた文章表現を読み味わうことによって、ことばに対する感覚を鋭くすること」と示してあり、読むことの指導内容として取り扱われているのであるが、ここにある言語感覚は高等学校段階におけるような高度の内容をさしているのではなく、また、読むことの内容としてだけ考えるのではなく、小学校における能力段階の程度として、また、**広くすべての言語活動に関するもの**として考えられているのである。小学校の程度に応じて、ことばに対する感覚、特に国語に対する感覚を鋭くしたり、磨いたりするということである。

このような言語感覚は、国語に対する自覚や関心とも関連がある。そして、国語に対する自覚や関心の深さと言語感覚の鋭敏さとは、ともに国語の改善向上のために不可欠のものであることを忘れてはならないであろう。したがって、言語感覚を養うことを目標の一つとして取りあげたのである。

（※雑誌『教育科学国語教育』の連載をまとめて1970年に刊行したもの）

## 16 結論

- ◆藤原は2度、内実の解説を避けている。藤原にとって「言語感覚」の内実は、解説するものではなかったと考えられる。書かなかったのは意図した作為と考えられる。
- ◆藤原は他の語ではなくあえて「感覚」を選び、「感覚」であることに意味を持たせていたと考えられる。
- ◆国語も含むことば一般のすべての言語活動において常に働いているものだから細分化しなかったと考えられる。
- ➡現在主流の「言語感覚の内実（内容）を確定できる」とする考え方とは異なり、43年度版学習指導要領における「言語感覚」は、あえて「感覚」以上に説明されなかった。また、国語に限らない「ことば一般」の「すべての言語活動」に関わるものとされ、言語活動において常に働いている条件として設定された。

## 17 参考文献（スライド中に記載のないもののみ）

- ・浅田孝紀（2022）言語感覚の育成に関する研究の成果と展望，全国大学国語教育学会編『国語科教育学研究の成果と展望Ⅲ』，溪水社，364-371
- ・興水実（1968）組織・目標・内容・指導計画等，興水実編『改訂小学校学習指導要領の展開国語科編』，明治図書，9-70
- ・米田猛（2018）『「言語文化」の学習指導考究』，溪水社
- ・須田実（1995）『戦後国語教育リーダーの功罪』，明治図書
- ・竹長吉正（1983）「言語感覚」教育の歴史と課題（上），『埼玉大学紀要教育学部（人文・社会科学Ⅱ）』32，51-61
- ・竹長吉正（1984）「言語感覚」教育の歴史と課題（下），『埼玉大学紀要教育学部（教育科学）』33，1-16
- ・榎井英人（2006）『「国語力」観の変遷 戦後国語教育を通して』，溪水社
- ・文部科学省（2017/H29）『小学校学習指導要領解説国語編』，東洋館出版社
- ・文部省（1969/S44）『小学校指導書国語編』，東京書籍（参照は1973年刷）
- ・文部省（1970/S45）『中学校指導書国語編』，東洋館出版社
- ・文部省（1978/S53）『小学校指導書国語編』，大阪書籍（参照は1979年6版）